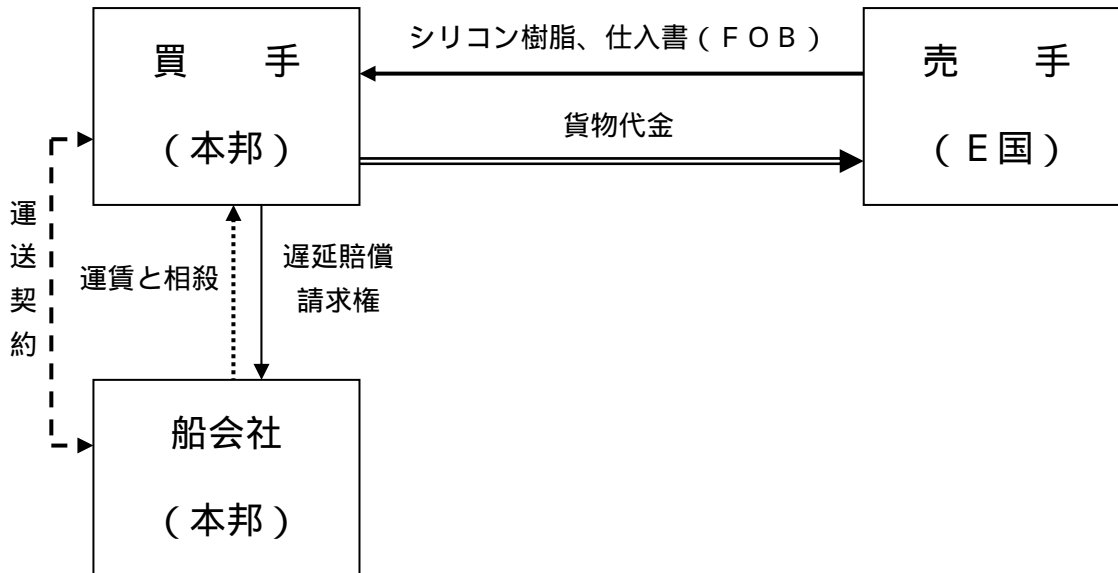


16. 船会社の責により運賃が無償の場合の課税価格



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からFOB条件でシリコン樹脂を購入（輸入）します。

当社は船会社と輸入貨物の運送契約を締結し、運賃として105米ドルを支払うこととなっていました。

今般、輸出港での貨物の船積作業に遅延が生じたため、輸入貨物の到着が予定よりも1日遅延するとの連絡を船会社より受け、協議した結果、船会社が貨物の船積みに係る遅延の責を認め、当社が運賃として支払うこととなっていた105米ドル全額を船会社が負担することになりました。当社から船会社に対して支払う運賃はありませんが、運送契約済であったため、船会社からの到着通知書には「運賃 USD 105.00」と記載がされています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が船会社に支払う運賃はありませんが、当社が運賃として支払うこととなっていた105米ドルを、現実支払価格に加算する必要がありますか。なお、売手又は第三者が船会社に対してこの運賃を支払うことはありません。

【回答要旨】

上記の取引においては、貴社が船会社に運賃として支払うこととなっていた105米ドルを、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」として現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、輸入貨物が運送契約に基づき運送された場合は、その運送契約に基づきその運送の対価として運送人又は運送取扱人等に最終

的に支払われる費用をいいます。

上記の取引において、船会社は、輸入貨物の到着の遅延により貴社（買手）に対して負うこととなった債務を弁済するために運送費用の支払を免除したものであり、その免除された額は、貴社により船会社に対して支払われていないものではなく、貴社が船会社に対して有する債権により支払われていると認められます。

したがって、船会社により支払いが免除された運賃 105 米ドルを、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」として現実支払価格に加算する必要があります。

【関係法令通達】

関税定率法第 4 条第 1 項第 1 号

関税定率法施行令第 1 条の 5 第 1 項

関税定率法基本通達 4 - 8(3)イ、(6)ロ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）